



生涯サポートコスモ

Vol.22

令和 4 年

(2022. 8)

◆NTS コスモ（一般社団法人 年金トータルサポート・コスモの略称）の活動
精神障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いからスタートし、現在は障害・高齢・遺族年金、成年後見、ライフプランなど生涯にわたるサポートを目指しています。

◆広報誌『生涯サポートコスモ』

誌名は、NTS コスモが目指す活動の意味を重ねております。紙面では、年金相談会・成年後見活動・てだすけ手帳（特別支援学校に通学するお子さまに将来の障害年金の手続きをご案内する手帳）を中心に、NTS コスモの活動をご紹介します。

◆困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

①障害年金をはじめとした高齢・遺族を含む年金全般 ②成年後見 ③ライフプラン に関するご相談は、4ページの「無料相談会のご案内」をご覧ください。

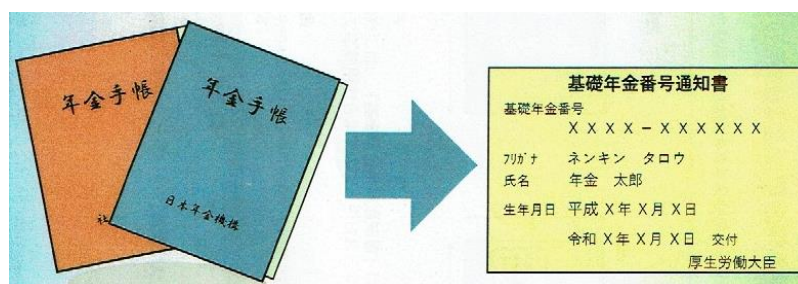
令和 4 年度 年金関係改正概要のお知らせ

名誉会長・顧問 設楽 徹

年金関係の今年 4 月 1 日から施行の概要をお知らせいたします。

～ 年金加入中・年金受給中の皆様 ～

令和 4 年 4 月から年金手帳は基礎年金番号通知書に変わりました。「新たに年金制度に加入する方」「年金手帳の紛失等により再発行を希望する方」には、基礎年金番号通知書が発行されます。



出典：厚労省 HP

～ 高齢年金の受給を 60 歳以上 65 歳前からの受給に早めたい方 ～

昭和 37 年 4 月 2 日以降生れの方で 60 歳以降 65 歳を待たずに受給を始める（繰上げ受給）方は、1 月早めると 0.4%減額されます。最大 60 月早めると 24%減額ということです。従前は 1 月早めると 0.5%減額されました。最大 60 月早めると 30%減額でした。減額率が軽くなりました。

編集
発行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷲宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006



HP: <http://www.ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

～ まだ年金を受給していなくて年金を遅く受給し始めようとお考えの方～

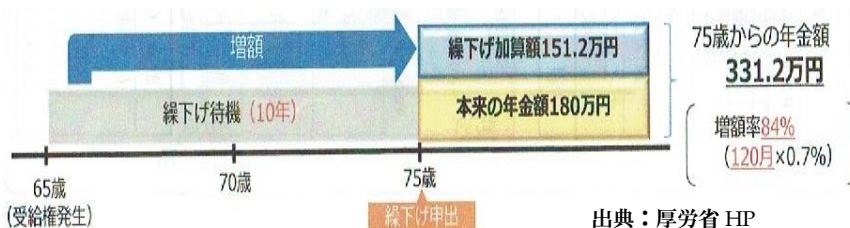
従前はご自身の希望により老齢年金を1月当たり0.7%増額で66歳以降70歳まで遅く受給し始めることができました。最大42%の増額です。この限度年齢が75歳まで伸びました。最大84%の増額です。施行日が令和4年4月1日なのでこの時70歳の方である昭和27年4月2日以降生れの方が対象です。老齢年金受給権発生が平成29年4月1日以降の方も対象です。

老齢年金が増えることではありませんが、繰下げ受給が始まるまでの間はその老齢年金を受給していないということなど合わせてお考え下さい。

【繰下げ受給による年金額の増額イメージ】



【例：年金額が180万円の方が、75歳まで繰下げした場合】



～ 65歳未満で厚生年金に加入中の特別支給の老齢厚生年金を受給されていた方で
その年金支給額が調整されていた方～

令和4年3月31日までは65歳未満の方の在職老齢年金は総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が28万円を超えると年金額が調整されていました。令和4年4月1日からこの28万円が47万円に変わっています。

～ 65歳以上で厚生年金に加入中の老齢厚生年金を受給されている方～

今までは退職するか70歳になるかしないと65歳時に決定された老齢厚生年金額は改定されませんでした。令和4年10月分の年金から65歳以降年ごとの厚生年金加入期間分を加えて改定することになりました。

～ 加給年金の支給停止要件が変わりました～

A配偶者が厚生年金に加入中で、老齢厚生年金の受給資格はあってもA配偶者の在職老齢厚生年金が全額支給停止となっている場合は令和4年3月31日まではB配偶者の老齢厚生年金に、A配偶者分の加給が認められていました。令和4年4月1日からはA配偶者にかかるB配偶者の老齢厚生年金への加給年金は支給停止となりました(経過措置があります。)

～ 短時間労働の方の厚生年金加入が拡大されます～

平成28年10月に一定条件のもと従業者501人以上規模の事業所では短時間労働の方の厚生年金加入が義務付けられました。事業規模条件が令和4年10月から101人以上・令和6年10月から51人以上になります。

成年後見をめぐるギモンにお答えします！

成年後見部会 山本 奈央

障害がある方、高齢の方のご家族は「成年後見制度」について一度は耳にしたことがおありでしょう。しかし、「自分の家族にとって利用がふさわしいのか、よくわからない」という方も多いと思います。今回は、成年後見を巡るQ&Aをお送りして、皆様の疑問の解消を目指します。



Q 障害のある私の娘は、成年後見制度の対象になるのでしょうか？娘は全く自分で判断できないという訳でもないのですが…。



A 法定後見制度は右の通り、3タイプに分かれています。対象となる方のご状態に応じて、後見人等の権限の範囲も変わってきます。ご家族がどのタイプになるかを見極めて申立てをします。

右はすべて「判断に支援が必要な状態になってから後見制度を利用する」場合（「法定後見」）のタイプ分けですが、これとは別に、自分の判断能力が低下したときに備えてあらかじめ自分で後見人を決めておく「任意後見」という制度もあります。

法定後見制度の3種類

	ほじよ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

（最高裁判所作成パンフレット「成年後見制度-利用をお考えのあなたに-」より転載）

Q 障害のある息子の後見人等は、親である私になりたいと思っています。見ず知らずの専門家が後見人等になってしまうこともあると聞いて、抵抗感を感じているのですが…。

A 「この人（または自分）を息子の後見人等にしたい」という希望は出せません。しかし、最終的に後見人等を決めるのは、裁判所です。ここは覚悟が必要です（裁判所は「ご本人にとって」最も適格な人はだれか、という視点で後見人等を選ぶことになっています）。親族間で対立がある場合は、家族ではなく専門家が選ばれる可能性があります。（専門家が後見人になると、報酬が発生します。後のQ&Aをご参照ください。）以前は、資産が多い方に専門職後見人が就くことが多かったですが、現在は、信託制度利用により家族が後見人に選ばれることも多くなっています。

一方、任意後見の場合は、自分が決めた人が必ず後見人になります（ただし、必ず「後見監督人」が就き、監督人に対する報酬が発生します）。

Q 想定外の人が後見人等になったり、報酬が発生する可能性もあると聞くと、後見制度の利用にはあまり積極的になれないのですが…。

A 後見制度の目的は、判断に援助が必要な人の手続きを法律上正当に行い、詐欺などから財産を守り、ご本人の生活環境を整えて保持することです。そして、一度後見人等が選ばれば、裁判所の監督下で基本的に生涯を通じて、後見人等が責任をもってご本人を見守ることになります。これらが後見制度を利用することのメリットではないでしょうか。

私たちコスモも、法人として後見活動を行うこと（法人後見）を準備中です。法人後見には、複数担当で不正を防ぎ、長期にわたって安定した後見活動が行えるというメリットがあります。

Q 専門職などの家族以外の後見人等が就いた場合、後見人等へ払う報酬はどのくらい必要になるのですか？

A 報酬額に法律上の決まりはなく、各裁判所が判断しています。東京の場合は、次のような目安が発表されています。

- 通常：2万円（月額）
- 財産が多い方の場合：
 - ▷ 流動資産 1000万円超～5000万円以下→3～4万円（月額）
 - ▷ 流動資産 5000万円超→5～6万円（月額）
 - ▷ 後見人等が特別な手続き（不動産売却など）を行ったときは上記に加えて「付加報酬」が生じる場合がある。

報酬は、裁判所の決定を経て、1年分をまとめて年に1回、ご本人の財産から払っていくこととなります。ご家族が後見人等になった場合でも裁判所に申し立てを行えば報酬が認められます。

上記の通り、資産が多い方ほど報酬も高くなる設定です。この点について批判もあり、制度の変更も検討されていますが具体化はしていません。

なお、任意後見の場合は、報酬は自由に設定できます。

無料相談会のご案内（予約制）

1. 開催場所・開催日

開催場所		開催日（原則）	申し込み方法
きらら	豊玉すこやかセンター6階 （練馬駅中央口 徒歩5分）	偶数月 第1日曜午後	申込書によりFAXまたは、 コスモHPの問い合わせフォーム http://ntscosmo.com/ からお申込みください
ういんぐ	石神井保健相談所内 （石神井公園駅南口 徒歩8分）	奇数月 第1日曜午後	
ココネリ	区民・産業プラザ （練馬駅北口直結）	毎月 第3土曜午後	
勤労福祉会館	練馬区立勤労福祉会館1階 （大泉学園駅南口 徒歩3分）	毎月 第2土曜午後	

2. 今後の開催予定

◆ きらら・ういんぐ

2022年	8月	7日（日）	きらら
	9月	4日（日）	ういんぐ
	10月	2日（日）	きらら
	11月	6日（日）	ういんぐ

◆ ココネリ

2022年	8月	20日（土）
	9月	17日（土）
	10月	22日（土）
	11月	19日（土）

◆ 勤労福祉会館

2022年	8月	13日（土）
	9月	10日（土）
	10月	8日（土）
	11月	12日（土）

ご相談は、経験豊富な社会保険労務士が2人1組でお話を伺います。社会保険労務士は、国家資格を持つ者として個人情報の秘密保持が法律で義務付けられていますので安心してご相談ください。

（編集委員：萩原一郎、横山優子、久保田詩織、園田真一郎、小倉健二）